

会員種別変更申込書（個人用）

「一般社団法人FLIPコンソーシアム 定款」および変更を申し込む会員種別に適用される会員規約の内容に賛同し、以下のとおり、会員種別の変更を申し込みます。

【※P3～の「お申込に関する注意事項」を必ずご確認の上、以下にご記入ください。】

変更を申し込む会員種別に チェックを入れてください。	<input type="checkbox"/> 一般会員 <input type="checkbox"/> ユーザー会員 <input type="checkbox"/> 海外会員
-------------------------------	---

1. お客さまの情報を記入してください。	
氏名	フリガナ
住所	〒
E-mail	
TEL	
略歴 (現在または過去の 所属先など)	

2. 会員種別変更の動機・動機をご記入ください。（会員資格喪失に伴う会員種別変更の場合は、②にチェックを入れてください。）					
会員種別変更の 動機・理由	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">①</td> <td style="height: 100px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">②</td> <td style="padding: 5px;"> <input type="checkbox"/> 一般社団法人 FLIP コンソーシアム 定款 13条（4）に基づく会員資格の喪失に伴う 会員種別の変更** </td> </tr> </table>	①		②	<input type="checkbox"/> 一般社団法人 FLIP コンソーシアム 定款 13条（4）に基づく会員資格の喪失に伴う 会員種別の変更**
①					
②	<input type="checkbox"/> 一般社団法人 FLIP コンソーシアム 定款 13条（4）に基づく会員資格の喪失に伴う 会員種別の変更**				

**P4の〈会員資格喪失に伴う会員種別変更に関する注意事項〉を必ずお読みください。

会員種別変更のお申込みに関する注意事項

会員種別変更のお申込みにあたり、「会員種別変更に関するご案内」をご覧ください。また、必ず事前に別紙「一般社団法人FLIPコンソーシアム定款」、および変更を申し込む会員種別に適用される会員規約（「一般社団法人FLIPコンソーシアム一般会員および正会員規約」、「一般社団法人FLIPコンソーシアムユーザー会員規約」または「FLIP Consortium Overseas Membership Terms and Conditions」）の内容をご確認ください。なお、会員資格喪失に伴う会員種別変更については、P4の《会員資格喪失に伴う会員種別変更に関する注意事項》もよくお読みください。

※**会員種別を変更された後、再び元の会員種別に変更を希望された際、会員種別の変更について承認されない場合がございますので、あらかじめご了承の上、お申込みください。**

※**手続きの進行や審査の状況などによりまして、お申込みを頂きましてから手続きの完了までに1～2ヶ月かかることがあります。**

※**会員種別変更申込書、その他ご提出頂きました書類の内容に万が一虚偽または不正な記述があった場合や、記述に不備があり会員種別変更の基準に満たないと判明した場合は、理事会または理事長・担当理事にて会員種別の変更を承認後であっても会員種別の変更の承認を取り消す場合がございます。**

<一般会員からユーザー会員または海外会員への種別変更について>

- ・一般会員からユーザー会員または海外会員への会員種別変更に関しましては、当法人の理事長または担当理事による承認が必要となります。FLIPコンソーシアムよりお送りする「会員種別変更承諾書」のご返送をもちまして、会員種別変更手続きの完了となります。
- ・会員種別の変更時に年会費の納付が必要な場合は、上記の書類と併せて「請求書」をお送りいたします。この場合は、上記の書類のご返送および年会費のご入金の確認をもちまして、会員種別変更手続きの完了となります。
- ・変更の理由が、会員資格の喪失に伴う場合は、手続きに期限がございますので、P4の《会員資格喪失に伴う会員種別変更に関する注意事項》を必ずお読みください。

<ユーザー会員から一般会員への会員種別変更について>

- ・ユーザー会員から一般会員への会員種別変更の審査基準といたしまして、当法人の目的に賛同し一般社団法人FLIPコンソーシアム定款第6条の2> に定める国内の法人または個人であることに加え、FLIPの高度な利用実績および当法人と十分な取引実績がある旨当法人の理事会により承認を受ける必要があります。
- ・お申込書にご記入頂きました情報およびご提出頂きました書類の内容を基に別に定める入会基準に沿って会員種別の変更について審査を致します。審査の結果は文書で通知させていただきます。なお、審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、ご了承ください。
- ・ご提出いただいた申込書の内容では不明な点がある場合などは、追加資料のご提出を依頼する場合がございます。
- ・理事会にて会員種別の変更が承認されました場合は、「会員種別変更承諾書」および会員種別変更にかかる費用の「請求書」をお送りいたします。会員種別変更承諾書のご返送およびご入金の確認をもちまして、一般会員への会員種別変更手続きの完了となります。

<ユーザー会員から海外会員、または、海外会員からユーザー会員への会員種別変更について>

- ・ユーザー会員から海外会員、または、海外会員からユーザー会員への会員種別変更に関しましては、当法人の理事長または担当理事による承認が必要となります。FLIPコンソーシアムよりお送りする「会員種別変更承諾書」のご返送をもちまして、会員種別変更手続きの完了となります。
- ・会員種別の変更時に年会費の納付が必要な場合は、上記の書類と併せて「請求書」をお送りいたします。この場合は、上記の書類のご返送および年会費のご入金の確認をもちまして、会員種別変更手続きの完了となります。
- ・会員種別変更時に現在お使いのFLIPプログラムを他の言語に変更される場合は、別途追加プログラムセット（100万円（税別））をご購入下さい。
- ・変更の理由が、会員資格の喪失に伴う場合は、手続きに期限がございますので、P4の《会員資格喪失に伴う会員種別変更に関する注意事項》を必ずお読みください。

《会員資格喪失に伴う会員種別変更に関する注意事項》

会員資格喪失に伴う会員種別変更については、以下 1. 2 のとおり、それぞれのお手続きに期限がございます。期限内にお手続きいただけない場合は、会員種別の変更ではなく、再入会としてお申込みいただくこととなりますので、ご了承ください。（再入会金（100万円（税別））のお支払いが必要となります。）

1. 当法人が会員資格の喪失について通知を行った日より14日以内に本会員種別変更申込書をFLIPコンソーシアム事務局宛にメール添付（info@flip.or.jp）にてお送りください。
2. 会員種別変更に関する承認後、当法人よりお送りする「会員種別変更承諾書」を承認日より14日以内にFLIPコンソーシアム事務局宛にご返送ください。

【会員種別変更のお申込みに関するお問い合わせ先】

一般社団法人FLIPコンソーシアム事務局 カスタマーサービス <E-Mail : info@flip.or.jp >

〒604-0844 京都府京都市中京区仲保利町185 時事通信社ビル5階 TEL : 075-253-1240